



### 申17号設備職場における出向・異動等に関する緊急申し入れ回交報告シリーズ③

## 労働組合加入を萎縮させる行為も不当労働行為である！！

2. 労働組合加入による担務変更や異動、出向等における不当労働行為を是正すること。  
回答. 社員の運用については、任用の基準に則り取り扱っているところである。



(組合) 賃金控除依頼書を申請した社員に突然、面談を行うことは不当労働行為ではないのか。

(会社) 箇所長の思いで社員のコミュニケーションの一環として、依頼書を渡す前に話を伺ったという事実は支社として認識している。そこは、不当労働行為の誤解を招く行動だと思っている。

(組合) 誤解を招く行為とは今回では具体的にどのような行為か。

(会社) 賃金控除依頼書申請時に面談を行ったことは誤解を招く行為である。不当労働行為、労働組合加入について自由意志を阻害することはあってはならない。

今回の交渉では労働組合加入時に会社に提出する「賃金控除依頼書」について労使で確認しました。これまで申請と提出は現場長を通じて行っていましたが、その理由について事前通知の裏書きが必要であることが明らかとなりました。交渉を通じて事務手続きであって現場長に限らず管理者でも取り扱えることを確認しました。交渉の最後に、今回の申し入れが行われること自体が問題であり、労使で議論すべき事象ではないこと、このようなことが今後発生しないように管理者指導を実施することを確認しました。

## 不当労働行為は組合員だけでなく全ての社員に適用される！ 一部管理者によるコンプライアンス違反を決して許しません！